

官報 第二七六号 昭和十六年四月十一日 金曜日

農林省 大蔵省 告示第二号

価格等統則令第七条の規定に依り泡盛の販売価格を左の通り指定し昭和十六年四月十七日より施行する

昭和十六年四月十一日

農林大臣 石黒 忠篤

大蔵大臣 河田 烈

一. 一斗壺詰品販売価格

二.

三.

四.

五.

六.

七.

八.

九.

十. 本告示中泡盛とは沖縄県産米製焼酎を謂う

十一.